

施設園芸用燃油価格高騰対策緊急支援事業のご案内

1 趣 旨

施設園芸における加温用燃油の価格が高止まりとなっているため、省エネルギー化に取り組む施設園芸農家等に対し、燃油価格の高騰分の一部に相当する支援金を交付します。

2 概 要

項 目	内 容
申 請 期 間	令和6年1月9日（火）から令和6年1月19日（金）
交付対象者の要件	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>園芸用施設において、燃油を用いて加温を行い、野菜類、花き類、果樹類を生産し、販売していること。<input type="checkbox"/>国の令和5事業年度「施設園芸セーフティネット構築事業」に加入していること、又は令和6事業年度の同事業に加入を確約すること。<input type="checkbox"/>園芸用施設において、支援対象期間に燃油を用いた加温により営農し、かつ支援金の交付を受けた後も営農を継続すること。
支援対象期間	令和5年10月1日から令和6年3月31日
対 象 燃 油	園芸施設の加温に用いるA重油、灯油、LPガス及びLNG
支 援 単 価	A重油 1リットル当たり 18.3円 灯油 1リットル当たり 19.4円 LPガス 1キログラム当たり 10.8円 LNG 1立方メートル当たり 14.2円
交 付 額	燃油数量 × 支援単価 以内（交付額は1円未満切り捨て）
燃 油 数 量	令和4年10月1日から令和5年3月31日の期間に購入したことが証明できる、加温用燃油数量の合計 ※令和5年春に新規就農した等の理由で、上記期間の一部又は全部の期間に、燃油を用いた加温により営農した実績が無い場合は、御相談下さい。

